

第6回後見センターだより

1 はじめに

後見センターでは、これまで、本人の死亡により後見等が終了した場合、後見人等(以下、本人死後の後見人等も含めて「後見人等」という。)に対して、本人の死亡報告だけを求め、相続人への管理計算報告・財産引継ぎの報告を求めていませんでした。しかし、後見センターは、平成29年度中、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター(ひまわり)等の各専門職団体から意見を求めた上で、本人死亡後の運用について見直しを検討し、平成30年8月から、後見人等が相続人に管理財産を引き継ぐまでの事務についても監督を始める予定にしています。

そこで、本人死亡後の監督に関する運用の概要について説明します。今回は、まずは、運用の前提となる、後見人等の管理計算報告・相続財産引継事務に関する原則と、管理計算報告・引継の流れについて説明します。なお、ここで説明するのは、大阪家裁後見センターの現時点における運用です。今後更に検討が進み、変更が生じた場合は、改めてお知らせしたいと思います。

2 管理計算報告・相続財産引継ぎに関する原則

(1) 管理の計算(民法870条)

「管理の計算」とは、後見人等の在職中に生じた後見財産の変動、すなわち後見事務の執行に関して生じた一切の財産上の収入及び支出を明確にし、財産の現在額を計算することであり、後見人等は、管

理計算及びその報告義務¹を負うと解されます。管理計算報告義務は、後見人等の本人に対する善管注意義務（民法644条）の性質を有するので、その相手方は本人の相続人となります。また、管理計算義務は「なす債務」として性質上不可分の債務ですので、相続人が複数ある場合、後見人等は、相続人の1人に対して管理計算の報告をすれば足りることになります（民法428条）。

(2) 相続財産の「引継ぎ」

相続財産の「引継ぎ」とは、受任者の金銭その他の物の引渡しの義務（民法869条，644条，646条1項）の性格を有する行為です。相続財産は、本人の死亡により全相続人の遺産共有の状態となり（民法896条，898条），後見人等が後見等事務を処理するに当たり受け取った金銭その他の物の権利移転は既に終了しているため、後見人等が行う「引継ぎ」とは、動産²及び権利の徴表たる書類（預貯金通帳，証書，建物の鍵等）を相続人に引き渡すことを意味します。動産及び徴表書類の引渡しは、後見人等からみれば性質上不可分の債務であり、相続人からみれば保存行為であるため、相続人が複数ある場合も、相続人の1人に対して行えば足りることになります。

(3) まとめ

ア このように、法律上は、管理計算報告及び相続財産の引継ぎは、いずれも相続人の1人に対してすれば足り、相続人全員に対して

¹ 民法870条には「報告」の文言はないが、民法869条は後見について民法644条を準用しているので、民法870条の解釈に当たっても、善管注意義務（民法644条）の一つの現れである受任者の報告義務（民法645条）が参考となり、民法870条の管理計算義務にも、民法645条と同様の報告義務が含まれると解するのが相当である。

² 動産については、後見人が代理占有していた物を相続人の直接占有とするという意味がある。

行う必要はないと考えられます。したがって、後見人等は、本人の生前から、最低1人は相続人があるかを確認しておき³、知れたる相続人があるときは、その相続人に対して管理計算報告・相続財産引継ぎをすればよいと考えられます。知れたる相続人がないときは、相続人1人を発見する限度で調査を行った上で、その相続人に管理計算報告・引継ぎをすればよく、全相続人調査をするまでの必要はないと考えます。

イ もっとも、実務では、できる限り広く相続人を調査し、判明した相続人の意向等を確認した上、相続人全員又は全員により定められた代表者に対して報告及び引継ぎを行うことが多いと思われ、文献等でも、相続人からの法律上、事実上の責任追及を避けるため、このような処理が推奨されています⁴。後見センターでも、本人死亡後にまずはこのような形での円満な処理を試みることは問題がなく、むしろ、事実上のトラブルを回避するためには有益であると考えています。

しかし、これまで、相続関係が複雑で調査に時間を要する場合、連絡の取れない相続人がいて意向が判然としない場合、本人へのかかわりを拒否し、引継ぎにも代表者の選定にも協力しない相続人がいる場合、本人の生前から相続人間の紛争が顕在化しており、相続人が相互にけん制しあって財産の引継ぎを拒絶するような場合等には、相続人代表者への報告・引継ぎができないために、後見人等が本人の死亡により管理権限を失った後も、事実上長期間にわたっ

³ 実務上、後見開始申立時に甥姪までは同意書が提出されることが多いため、申立時の「親族関係図」によって相続人はある程度特定されている。

⁴ 赤沼康弘ほか編「Q & A 成年後見実務全書 第4巻」1442頁、赤沼康弘ほか編「事例解説 成年後見の実務」238頁など

て相続財産を保有しなければならないという問題点があったと思われる。

今後、このような引継ぎ困難事例については、上記のとおり、法律上の義務自体は、相続人の一人に対してこれを行えば免れるという原則に立ち返った上、事案に応じた適切な処理を図れば足りるものと思われま。処理に悩む場合には、まずは後見センターまでご相談ください。

3 元後見人による管理計算報告・引継ぎ事務の通常の流れ

(1) 預貯金の管理（死亡直前）

〔後見・保佐・補助共通〕

ア ほとんどの金融機関は、口座名義人の死亡を確認すれば、原則としてその顧客についての全取引を停止して入出金を一切停止しています。このため、死後事務（応急処分・事務管理を含む）及び最後報酬の支払までには、後見人等の管理口座が凍結されることが多いと思われま。

イ 後見センターでは、現在も、本人の死期が迫ったときの特例として、後見人等に対して次の取扱いを認めることがあります。

(ア) 後見人等は、本人の死期が迫った時点で、家庭裁判所に報告の上で、預金の一部を引き出して現金又は預り金口座等で保管し、そこからの出入金を現金出納帳によって管理しま。

なお、現金による財産管理は、紛失、盗難等のリスクがあり、家庭裁判所による監督も困難であることから、後見センターでは、合理的な理由がない多額の現金保管は認めていません。この取扱いは、本人死亡の前後に関しては、現金の支出の必要性

が通常より高いことから、家庭裁判所への報告と、現金出納帳による厳格な管理を条件として、特別に認めている取扱いですので、ご注意ください。

- (イ) 後見人等は、本人の死後、後見事務の清算のため管理している現金の中から、後見人報酬、後見事務費、事務管理又は応急処分義務に基づく行為に係る費用等を清算し、残った現金を他の通帳類と一緒に知れたる相続人に引き継ぎます。この現金出納帳は、相続人への管理計算報告の対象となります。

[後見]

本人の死亡直後、後見人の知らない間に全口座が凍結され、預金を引き出せなくなる場合があります。この場合も、弁済期にある債務の支払（民法873条の2第2号）に必要な金員は、同条3号の許可により預金から払い戻せますが、後見人報酬及び後見事務費用は必ずしも同条2号に当たる債務とはいえません。とはいえ、後見人と相続人との間に報酬をめぐる紛争が発生することが想定される場合等には、将来、法的紛争が生じて回収に関するコストや遅延損害金が発生し、相続財産が減少することを避けるため、後見人報酬支払のための預金の払戻しについても、「相続財産全体のための保存行為」として3号許可を認める場合があると考えられます。

(2) 管理計算報告及び引継ぎについての履行の提供

ア 後見人等は、本人死亡から2か月以内（伸長可）にその管理の計算を行い（民法870条）、知れたる相続人に対し、「管理計算報告書並びに、相続財産（現金・動産）及びその徴表書類（各種証書・建物の鍵）を引き渡す準備ができた」旨の通知をして受領を催告し、催告を受けた相続人が指定された日時に相続財産及び

徴表書類を受領しようと思えばできる程度に引渡し⁵の準備をします（民法493条）。

イ 知れたる相続人が相続財産及び徴表書類を受領すれば、管理計算報告及び引継ぎは完了し、後見人等は、後見センターに対する管理終了報告に移ります。

ウ 知れたる相続人が相続財産及び徴表書類を受領しなかった場合には、全相続人について受領遅滞（受領拒絶）の効果が生じ、後見人等は、以後、管理計算報告・引継ぎについて債務不履行の責任を問われることはなくなり⁶ます（民法492条）。しかし、それによって上記債務が消滅するわけではありません。

(3) 受領拒絶の場合における、債務消滅までの事務

知れたる相続人が受領拒絶をした場合、引継ぎの債務を消滅させるためには、①同相続人がその後財産を受領するか、②後見人等が弁済供託をする必要があります⁵。

ア 預貯金、株式・投資信託及び不動産等（現金・動産以外）

引継ぎの対象とされる書類（本人名義の預貯金通帳・証書、登記関係書類等）は、前記2(2)のとおり、権利を徴表⁶する書類にすぎないので、引継ぎは不要と考えられます。

イ 現金

後見人等が債務者として供託すれば、債務は消滅します（民法494条1項1号）。

ウ 動産

⁵ 管理計算報告の債務を消滅させるためには、①同相続人が管理計算報告を受領するか、②消滅時効が完成する必要がある。

⁶ 相続人は、徴表書類を保有していても、単独では権利を行使できない反面、相続人全員の合意を証明するか、遺産分割協議を成立させれば権利を行使できる。

相続人が受領を拒絶している限り、動産については、引継債務は消滅せず、引継債務について消滅時効が完成した後も、相続人から所有権に基づく引渡請求を受けた場合には、後見人等はこれに応じる義務があると考えられます。

[後見・保佐・補助共通]

(7) 民法918条2項は、「家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも⁷、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。」と規定しています。相続財産が浮動的状态（相続財産は熟慮期間終了までは放棄や限定承認の可能性があるので、遡及的に相続人でなくなったり債務の額によっては相続で得た財産がなくなったりする不安定な状態にある。）に置かれている場合に、動産の種類（経済的価値はあるが換価が難しい美術品等）や相続財産（預貯金等）の総額によっては、民法918条2項の相続財産管理人の選任を検討すべき場合があります。また、どの相続人も強硬に引継を拒絶し、後見人等による事実上の管理を継続すること自体が相続財産全体の価値を減少させるといえるような例外的な事案については、家庭裁判所に「相続財産の保存又は管理に関する処分」（別表第一・90）の申立てをして、「寄託（有償）及び寄託料の支払」

⁷ 同条1項の規定との関係から、同条2項の処分は、承認又は放棄に至るまでに限って行うことができるとの解釈も取り得るところですが、後見センターでは、単純承認後についても同項による処分は可能であると考えています。

又は「換価」若しくは「廃棄⁸」を求めることが可能と考える場合もあると考えられます。⁹

申立てを検討するにあたっては、事前に後見センターにお問合せください。

- (イ) 後見人等は、相続人に対し、原則として月1回の割合で2回程度引継ぎの催告を行い¹⁰11、催告後、一定期間経過しても相続人が動産を受領しない場合に、前記(ア)の寄託・換価・廃棄の申立て、又は、民法918条2項の相続財産管理人選任の申立てをすることが考えられます。そして、前記申立てに基づき動産を換価した場合には、家庭裁判所に死後事務終了までの報酬を請求し、動産の売得金及びその他の現金の総額から報酬を控除して残金を供託した後、相続人に対して処理の内容を通知することによって、管理計算報告と引継ぎに関する全ての事務を終了することになります。

⁸ 個々の相続財産の処分が「相続財産の保存に必要な処分」となり得る場合とは、その財産の交換価値、保管期間、費用、相続財産の構成や相続財産全体の価値を総合して、その財産の保管を続けることが相続財産全体の価値を棄損する場合であり、換価可能な場合は換価処分が、換価不可能（ないし無価値）の場合には廃棄処分が「必要な処分」に当たると考えられる。

⁹ 民法918条2項でいう「相続財産の保存に必要な処分」とは、相続財産が浮動的状态に置かれている場合に、一定の者の請求によって、家庭裁判所に遺産管理に必要な処分（仮処分的措置）を講ずる道を開くものであり、財産の封印、処分禁止、占有移転禁止、財産目録の調整提出命令、相続財産管理人の選任のほか、必要性が認められる場合には、個々の相続財産を換価又は廃棄して処分することも含まれるものと解される。

¹⁰ 複数回の催告を求めるのは、①その後には換価を含む重要な処分が行われる可能性があるため、処分により不利益を受ける相続人に対する告知は慎重に行う必要があること、②相続財産の保管を継続することにより相続財産の価値の毀損が生じる場合とは、一定程度の長期間にわたり引継ぎができない場合であるから、このような場合に当たるか否かを確認することであり、最初の履行提供を含めて1月毎に計3回の催告を行っても相続人が受領しないのであれば、①②のいずれの要請も満たされていると考えられる。このような考え方によれば、催告に当たっては「受領を拒否した場合には、民法918条2項に基づく換価処分等が行われる可能性があること」を明示する必要がある。

¹¹ 極めて高額な動産や、後見人等において個人的に保管することが困難な動産（動物等）がある場合には、催告を経ないで直ちに寄託を行うべき場合もあり得る。

〔後見〕

後見人が、①「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」(民法873条の2第1号)として動産を倉庫業者に寄託する、②同条3号の許可に基づき毎月保管費用を払う、③一定期間経過後(6か月～1年未満)に、保存について過分の費用を要するので、「相続財産の保存に必要な行為」として、3号許可の申立てをして動産を廃棄するという運用も考えられます。ただし、後見人は、918条2項の「相続財産の保存又は管理に必要な処分」の場合と同様に、前記①②③の各段階の前に、相続人にその旨通告して引継ぎの催告を求めるのが相当です。

3 おわりに

今回ご紹介したのは、本人死亡後の事務処理についての一般的な手順、方針です。後見センターでは、これらの事務を具体化するため、最終の後見等事務報告書や死亡時財産目録の書式、知れたる相続人に対する履行提供後の事務フロー、民法918条2項による相続財産管理人の選任要件等を整理しています。詳細は今後の後見センターだよりで紹介しますので、よろしく申し上げます。

細かいことを言いますが…。

第6回のテーマは、「受理面接の予約」

細かいことを言いますが、後見等開始申立時の受理面接は、必ず、申立書提出前に電話にて予約を取ってください。事前に予約を取らないまま、後見等開始申立書が送付されてくる場合がありますが、この場合、裁判所から申立人又は申立代理人に連絡をして、日程調整をすることになり、申立てから受理面接までに時間が相当かかってしまいます。必ず事前に予約を取り、申立書は面接日の一週間前に提出していただきますよう、お願いいたします。

申立人又は申立代理人が受理面接のために来庁することができない場合や本人申立で本人が来庁することができない場合には、受理面接は行わず、調査官調査を行うこととなりますので、不出頭上申書を申立書に添付してください。また、類型変更による後見等開始申立時にも受理面接は行いませんので、予約は不要です。

なお、前回の後見センターだよりでお伝えしたとおり、本庁においては受理面接省略類型（書面審理）が導入されましたので、該当事案については、利用をご検討ください。